

#### ⑤ 在宅の推進

大規模流行地域では、小、中学校、高校や各種学校の学校閉鎖などを実施し、在宅の推進を勧めることにより蔓延防止を図る。更に大規模な職場や娯楽施設を閉鎖する段階も必要となるかもしれない。最悪の場合には、莫大な数の患者が発生してかつてのインフルエンザ・パンデミックのように医療機関や公衆衛生体制が破綻し、患者を自宅で家族が看護したり、体育館等の公共施設でボランティアによって看護したりという事態も否定しきれない。こうした場合も上記「隔離」や「交通遮断」で述べたような、在宅者に対する把握・支援の態勢や法的根拠の整備が必要である。

初期のさまざまな対策が天然痘の蔓延防止には大変重要であり、各地域毎にマニュアルを作りそれに基づいた訓練を実施することが必要である。

## V. 広報

報道は、災害時において重要な情報伝達の機能を有する。しかしながら、加熱した報道競争は弊害を起こしかねない。その対応策としてマスコミに適正な報道姿勢を促す必要があるが、厚生労働省天然痘対策本部(仮称)もマスコミが必要とする情報を適時提供することが必要である。

情報がどのように広められるかは別として、メッセージは慎重に取り上げられなければならない。もしも夕刻のニュースで天然痘の症状が流感に似たものであると報道されれば、鼻を詰まらせた、あるいは頭痛を訴える非感染者たちが、全国の救急外来に溢れ返るだろうし、検疫と隔離の動きなどその他の報道も、パニックを広げる可能性がある。メディアが選んで書くストーリーはまさに挑戦状である。プレスは危機そのものだけを取り上げるのではなく、危機の管理者たちをも取り上げる。危機管理に関する質問への答えが、あらかじめ準備されていなくてはならない。大衆へ届くメッセージの中に、果たしてテロの文字を含ませるべきか否かは、十分に考察されなくてはならない。

### 1. 国民への情報提供

天然痘に関する知識は、国民は元より医療従事者も乏しいのが現状である。無知によるパニック状態を防ぐためにも正確かつ十分な情報を迅速に流す必要がある。具体的には、①予防方法、②感染防止法、③患者の診断・治療方法を分かり易く解説したマニュアルやパンフレットなどをマスコミを通じて提供したり、各医療機関や行政の窓口を設置する。

### 2. 報道センターの設置

厚生労働省天然痘対策本部(仮称)は、天然痘第1例発生が確認された時点で(危機管理マニュアル; レベル3)、早急に報道センター(プレスセンター)を厚生労働省内に設置する。また厚生労働省天然痘対策本部(仮称)は広報担当者を決めて、発表はプレスセンターのみで行う。感染症症例数の推移の詳細は、マスコミに報告しなければならない。広報を通して、数時間おきに報告されるのが望ましい。定期的に広報することにより報道競争の過熱を事前に防ぐ。大規模感染症発生時には医療機関、消防、警察、行政、自衛隊など多くの関連機関が関与するが、厚生労働省天然痘対策本部(仮称)が一括して広報すべきである。

### 3. 報道活動の意義

- 1) マスコミにより報道される感染拡大状況は、感染症発生地域内外の関係者にとっては、重要な情報源である。報道は感染症の規模拡大防止対策を行う上で非常に重要なファクターであり、情報伝達手段として効果的に利用しなければいけない。一方報道は正確であることが要求される。NHK(日本放送協会)は報道機関としては唯一、災害対策基本法で「国民の生命や財産を災害から守るため、国が指定した公共機関」となっており、情報などが優先的に提供されるが、逆にそれを遅滞ないように伝える重い責務が課せられている。
- 2) 報道は天然痘の概要が主である。診断・治療が行える適切な医療機関を発表し、国民がパニックに陥らないようにする。

#### 4. 医療現場における報道活動

感染症発生の恐れのある場所へのマスコミ関係者を含む一般人を災害現場に入れないことは、二次感染防止の大原則である。特にホットゾーンとウォームゾーンへの立ち入りはゾーンニングし、立ち入り禁止地域を作るべきである。しかしワールドカップ競技場を起因する天然痘などの感染症においては、潜伏期間のため即時発症とはならないため、マスコミコントロールは難しい。

医療機関に押しかけて直接取材をするなど診療活動の妨げになるような行為は禁止しなければならない。患者のプライバシーを尊厳できないような活動・取材は控えるよう指導しなければならない。

#### 5. 情報モニタリング

天然痘などの治療経験のない、稀な感染症の情報は、時には間違っており、有毒な情報も混じる危険性がある。特に新聞を含む印刷物、インターネット、テレビなどの情報の監視は重要である。

それ故、報道センターからメディアに渡す情報は確かで、矛盾ないものだけに限定する。

#### 6. まとめ

- 1) 天然痘が第1例発生確認された時点で（危機管理マニュアルレベル3）報道センター（プレスセンター）を厚生労働省内に設置する
- 2) 過剰な報道活動を防ぐため、質の高い情報を報道センターで提供する。
- 3) 下の基本的禁止事項に関しては、報道センターにおいて、厚生労働省天然痘対策本部（仮称）は適切な報道が行われるように注意喚起する。
  - ・ ホットゾーンとウォームゾーンに立ち入って報道しない。
  - ・ 被災者及び家族に対して、プライバシーに係る無神経なインタビューや撮影を行わない。
  - ・ 医療機関などに押しかけて直接取材するなど診療活動を妨げるような活動は控える。
- 4) 報道センターにおいて各報道機関は、所属がわかるように表示する。

---

厚生科学研究費補助金  
新興・再興感染症研究事業

**大規模感染症発生時の緊急対応のあり方に関する研究**

平成13年度 総括・分担研究報告書

---

発行 平成14年3月

発行者 厚生科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業

大規模感染症発生時の緊急対応のあり方に関する研究

主任研究者 山本保博

日本医科大学救急医学教室

東京都文京区千駄木1-1-5

TEL 03 (3822) 2131

---